予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（予防接種の対象者から除かれる者） **第二条**　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者 九　（略） 十　第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者 （ロタウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の二**　令第一条の三第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。 ワクチン　日 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン　生後二十四週に至る日の翌日 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン　生後三十二週に至る日の翌日 **第二条の三～第二条の八**　（略） （報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。 対象疾病　症状　期間 （略）　（略）　（略）	（予防接種の対象者から除かれる者） **第二条**　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設） 八　（略） 九　第二号から第六号までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者 （新設） **第二条の二～第二条の七**　（略） （報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。 対象疾病　症状　期間 （略）　（略）　（略）